

金山町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成24年12月議会）

新	旧
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者）<u>あつては、第1号を除く。</u>）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者が障がい者である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 259,000円</p> <p>イ 町営住宅が法第24条第2項に規定する公営住宅に該当する場合 <u>259,000円（同項に規定する当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）<u>あつては、第1号を除く。</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 入居者が障がい者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p><u>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に</u></p>

金山町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成24年12月議会）

新	旧
<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000円</u></p> <p>(3) ー略ー</p> <p>(4) ー略ー</p> <p>(5) <u>市町村民税等の滞納がない者であること。ただし、町長が町営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。</u></p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 ー略ー</p> <p>2・3・4 ー略ー</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、子育て世帯、新婚世帯、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住するもので町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p><u>規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) ー略ー</p> <p>(4) ー略ー</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 ー略ー</p> <p>2・3・4 ー略ー</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦_____、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住するもので町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>